

川崎市文化財審議会規程を廃止する訓令（案）

川崎市文化財審議会規程（昭和34年川崎市教育委員会訓令第16号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市文化財審議会規程を廃止するため、この訓令を制定するものである。